

(写)

基本協定書

久喜市と宮代町は、平成26年12月18日に締結した覚書に基づき、新たなごみ処理施設（以下「新施設」という。）及び新たなし尿処理施設の建設費用の負担等に関し、次のとおり協定を締結する。

第1章 ごみ処理に関すること

（調査及び計画策定）

第1条 久喜市は、久喜市の負担により、生活環境影響調査や施設整備基本計画など、新施設の建設に必要な調査や計画策定の業務を行う。

（用地取得）

第2条 久喜市は、久喜市の負担により、新施設に必要な用地の取得を行う。

（新施設建設）

第3条 久喜市は、新施設の建設を行う。

2 久喜市及び宮代町は、建設に要する費用を按分し負担する。

3 按分の方法については、新施設の概要及び総額が判明した際に、改めて、久喜市と宮代町で協議の上、別に協定書を取り交わすものとする。

（施設維持管理）

第4条 宮代町は、久喜市にごみ処理に関する業務を委託し、久喜市は、これを受けるものとする。

2 宮代町は、久喜市に業務の委託に要する負担金を支払う。

3 負担金の算出方法については、施設の維持管理の総額が判明した際に、改めて、久喜市と宮代町で協議の上、別に協定書を取り交わすものとする。
なお、維持管理に関する負担金の算出については、必要に応じて、見直し
が出来るものとする。

（既存施設の解体）

第5条 久喜宮代清掃センターの解体については、今後、久喜市と宮代町に久喜宮代衛生組合を加えた三者で協議を行い、解体の実施者及び費用負担についての方針を決定するものとする。

2 菖蒲清掃センター及び八甫清掃センターの解体については、久喜市の負担により実施するものとし、実施方法については、久喜市と宮代町に久喜宮代衛生組合を加えた三者で協議を行い、方針を決定するものとする。

第2章 し尿処理に関すること

第6条 し尿処理については、別に久喜市と宮代町で協議を行い、今後の方針を決定するものとする。

第3章 その他

第7条 この協定に定めのない事項又は疑義が生じたときは、久喜市、宮代町協議の上定める。

この基本協定書を証するため本書2通を作成し、久喜市、宮代町記名押印のうち、それぞれ1通を保有するものとする。

平成28年12月13日

埼玉県久喜市下早見85番地の3

久喜市

久喜市長 田中暄二



埼玉県南埼玉郡宮代町笠原一丁目4番1号

宮代町

宮代町長 榎本和男

